

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	栃木県		
計画期間 実施期間	H21～H25 H21、H23	総事業費(交付金)	1,437,899 千円(686,287千円) ※ 総事業費は税抜き金額

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	農産物(米粉用米)の販売量増加による新規就農者の参入促進及び増加という目標を設定しており、定住等の促進が期待できることから、法の趣旨・目的に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づく生産製造連携事業計画により県内水田全域をカバーした米粉利用促進の支援であるとともに、地域水田農業ビジョン及び産地づくり計画における新規需要米生産の取り組みと整合が図られている取り組みである。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	県内各地の市町水田農業推進協議会における生産現場での新規需要米生産の検討を踏まえ、関係JAの意向・要望をJA全農とちぎが集約して需給調整し、県内の2食品製造事業者とそれぞれに作成している生産製造連携事業計画と整合をとった事業計画である。
事業の推進体制は確立されているか	適	栃木県生産振興課が中心となって生産者団体であるJA全農とちぎと事業主体である食品製造業者と連携し事業推進する。また、生産製造連携事業計画の取り組みにあたってはJA全農とちぎと食品製造業者が地域水田農業協議会や関係JA等と緊密な連携が図られることになっている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	県内に米粉製造施設を整備し米粉用米の作付拡大を推進することで地域農産物の販売量(米粉用米)が増加し、生産者の意欲向上や地域の農業振興が図れ、新しい人材が参入できるような魅力ある地域づくりを目指すこととしており、活性化計画の目標を達成するために必要な事業であることから当該事業における目標と活性化計画の目標・事業内容は整合している。 これまでの米粉用米の推進の結果、米粉の需要増加及び米粉用米の作付拡大が進んでおり、平成23年産の米粉用米の予定販売量は、日の本穀粉(糶)800t、(糶)波里1,200tであり、平成25年度の目標販売数量を超え、今後さらに増える見込みである。このため、米粉の需要状況及び米粉用米の生産者作付意向等を考慮し、平成23年度から25年度までの目標販売数量を変更(増加)して、米粉用米処理加工数量の増加に対応できる施設を整備する。
計画期間・実施期間は適切か	適	米粉用米の段階的な生産拡大を図り需要量を充足する生産量を確保するため、計画期間を5年間に設定している生産製造連携事業計画(案)と整合を図って、本計画期間を平成21年から25年の5年とした。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	交付金要望額は、事業費×交付率1/2となっており、交付限度額の範囲内となっている。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	すべての事業主体について、今回新規に取り組む事業であって、関連の施設整備であっても既に実施しているものは交付対象としていない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	適	(波里) 精米、ボイラー設備を格納するために工場建屋を新材利用により一部増築するものであり、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用第4の2の(4)に定める基準は満たしている。 (日の本) 包装設備を格納するために工場建屋を新材利用により一部改築するものであり、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用第4の2の(4)に定める基準は満たしている。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	(波里)米粉加工処理施設:10年、施設:31年、改修施設(精米・乾燥設備建屋改修):25年=(改修予定建物の法定耐用年数31年-経過年数11年)+11年×20% (日の本穀粉)米粉加工処理施設:10年、改修施設:6年=(改修予定建物の法定耐用年数35年-経過年数35年)+35年×20%
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定した。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定した結果、投資効率は2.88であり、1.0以上となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業実施主体は計画主体が指定する民間事業者(株波里、日の本穀粉株)であって米粉の需要に応じた定着拡大に資する取り組みであり、実施要領別表の2の要件を満たす事業内容である。全農とちぎと2者各々の生産製造連携計画については、平成21年度に認定を既に受けている。なお、今回、本計画の変更(平成23～25年産における目標生産量の増加等)を平成23年3月28日までに栃木農政事務所へ提出し、農政局を経て農水省に送付されている。水田面積要件については、生産製造連携事業計画中の資料により、波里分は125ha、日の本穀粉分は25ha規模の事業からの拡大計画となっていることを確認している。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	事業実施主体は生産製造連携計画で製造事業者者に位置づけられている民間事業者であるため、個人に対する交付ではない。 当該事業で実施する内容は、米粉製造施設の整備であり当該事業目的達成のために必要不可欠な施設整備であって、かつ、生産製造連携計画の目標数量増加量に対応する施設規模である。専用あるいは各事業主体の施設利用規定等に基づいて利用される施設であり、新規需要米の加工以外に使用されることがない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		

地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	現在本県には量産化に対応した米粉処理施設は、日の本穀粉㈱及び㈱波里以外は1社のみである。ただし、今回整備する2者において、県内生産の米粉用米の92%(平成22年産)を処理加工している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	JA全農とちぎが集荷した米粉用米を各製造事業者が購入して処理加工するための施設利用である。当初は波里650t、日の本穀粉130t、平成25年度の目標を波里1,020t、日の本穀粉667tの集出荷・受入れを予定して施設の規模・処理能力に見合った利用計画とした。今回の計画変更により、平成25年度の目標を波里2,460t、日の本穀粉2,000tに変更し、増設する施設の規模・処理能力に見合った利用計画とした。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	(波里)H21当初事業の施設の処理能力は1,020t(玄米)/年であり、H23において米粉の増産に対応するため、能力が不足する精米・乾燥設備、米粉調製設備、包装充填設備を増設して処理能力を2,460t(玄米)/年にすることとしており、変更した米粉用米の集出荷目標2,460tと一致している。製品メニューに応じて気流粉碎1,230t/年、ロールミル粉碎1,230t/年で原料米処理を見込んでいる。設置場所は、事業主体の所有地及び所有施設内である。 (日の本穀粉)H21当初事業の施設の標準処理能力は667t(玄米)/年であり、H23において米粉の増産に対応するため、処理能力を2,000t(玄米)/年に増強することとしており、変更した米粉用米集出荷目標2,000tと一致している。H21事業内容は、①気流粉碎機(処理能力535t/年)による製造ライン一式、②既存の米粉製造ラインに粉碎設備スタンプミル1台(処理能力132t/年)を増設した。H23事業内容の内容は、既存の粉碎機(H21整備のスタンプミル1台及び既存のロールミル、気流粉碎機、ピソミル)を活用し、新たに米粉調製設備等を整備して新たな製造ライン(処理能力1,465t/年)を再編整備し、①とあわせ処理能力2,000t(玄米)/年とすることとしており、変更した米粉用米の集出荷目標2,000tと一致している。設置場所は、事業主体の所有地及び所有施設内である。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	(波里)生産製造連携事業計画の変更で目標とする米粉用米2,460トンの加工処理に即した施設規模・能力となっている。また、施工実績のある業者からの見積もりを基に有識者が十分精査した上で事業費を積算している。プラント整備に合わせて取り組む倉庫整備等に伴い全体事業費が増加したが、収支計画においても損益は回避しており、過大な積算とはなっていない。 (日の本穀粉)生産製造連携事業計画の変更で目標とする米粉用米2,000トンの加工処理に即した施設規模・能力となっている。また、施工実績のあるメーカー、業者からの見積もりを徴収して検討した結果、従来の製粉施設と比べて米粉用製粉機自体が高額になってしまうものの過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	各事業主体とも既存施設を有効利用した整備を行うことにより、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	適	(波里)米粉の処理加工を行う上で必要となる排水設備、貯留設備の増設を行う。今回の施設整備規模に対応した処理能力の設備である。

	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	備品は交付対象としていない
	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	米粉用米は事業主体の地元を中心に集荷されるほか、県内各JA単位に流通・搬送する上で交通の利便性も良いため、県内の拠点施設として整備予定場所は適正である。
	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	各事業主体とも既存所有している敷地内に整備を行う。
	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	—	
	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
	処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	
	地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	
	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	(波里)自己負担分のうち、80%を政府系金融機関(日本政策金融公庫)、20%を民間金融機関(群馬銀行)からの融資とすることで社内決定している。融資及び償還について、償還計画を作成し各融資機関と最終的な調整段階にある。 (日の本穀粉)自己負担分のうち、50%を自己資金、50%を政府系金融機関(日本政策金融公庫)からの融資とすることで社内決定している。融資については既存所有の融資枠の範囲内であり償還計画についても融資機関と合意に達している。
	入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	適	(波里)設備の特殊性、技術要件、メンテナンス能力等を勘案して、3者の指名競争入札を実施する。 (日の本穀粉)米粉処理設備増設については、既存製造ラインからの分岐を図る特殊な背景があるため、取り扱い業者が限定されることから、3者の指名競争入札により決定する。

整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	(波里)施設管理・運営規定に基づき維持管理する。保守点検に要する維持経費や施設更新のための減価償却費については収支計画に計上して管理する。 (日の本穀粉)製造工程管理規定及び機器管理規定に基づき施設を維持管理する。また、施設の維持・管理・更新に必要なメンテナンス経費や減価償却費は収支計画に計上して管理する。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	適	(波里)税理士等も含めて収支計画を検討しており、純利益0.5~1%の収支が見込まれている。詳細な金額が今後精査されるが、米粉製品販売収入480百万円に対して、原材料費、維持管理費、資材費、償却費等480百万円以内に抑制して収支の均衡を図っている。 (日の本穀粉)米粉製品1,187トンの販売収入213,600千円に対して、原材料費、維持管理費、人件費、償却費等165,300千円の支出見込みで収支の均衡はとれている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	—	他の事業への重複申請(予定も含む)はありません

※判断根拠欄に記載している例(例えば「・・・」)は、考えられる一事例であつて、実際には計画主体(事業実施主体)で検討された内容に即して記載ください。

注1:項目について該当が無い場合は、チェック欄に「—」を記入すること。

2:事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。